

2010年度大津市予算編成にあたっての政策要望

日本共産党大津市会議員団
日本共産党大津湖西地区委員会

はじめに.....	3
(1) 未曾有の不況のもと、深刻な市民生活支える市政の推進へ.....	3
(2) 国民的な審判が下った自民・公明政治＝構造改革政治との決別を.....	4
(3) 中核市への移行による権限拡大と市民生活を守る新たな取り組みを.....	5
(4) 市民生活の危機打開・市民本位の市政運営へ財源の確保を.....	5
【政策調整部】.....	6
(1) 男女差別の解消と男女共同参画条例の制定を.....	6
(2) 外部「事業仕分け」でなく、住民本位で事務事業の充実・発展を（都市経営室）.....	6
(3) 地上デジタル放送移行の延期を求めることについて.....	7
(4) 同和対策の完全終結を求めることについて.....	7
(5) 志賀地域栗原地先の旧大型産廃施設予定地の利用について.....	7
【総務部】.....	7
(1) 憲法を守り、活かす市政を進めること.....	7
(2) 官製ワーキングプアをなくすために.....	8
(3) 清潔で公正・公平な市政の推進を.....	8
(4) 不祥事をなくし住民本位の民主的職員体制の確立を.....	8
(5) 所得再配分を保障する公正な課税、年金天引きの中止を.....	9
(6) 事業の民間委託について.....	9
(7) 市民の命と安全を守る防災対策の充実を.....	9
【市民部】.....	10
(1) 市民相談・消費者保護活動の充実を.....	10
(2) 安くて良質の葬儀事業の充実を.....	10
(3) 支所機能の充実を.....	10
(4) 市民本位の真の国際交流の進展を.....	10
【健康保健部】.....	11
(1) 市民の命と健康を守る国民健康保険の運営を.....	11
(2) 社会で支える介護へ―介護保険制度の改善を.....	12
(3) 地域での福祉・保健医療制度の充実を.....	13
【福祉子ども部】.....	14
(1) 地域で生き生きと暮らせる障がい者福祉の前進を.....	14
(2) 障がい者の権利条約の批准と国内法の整備を.....	14
(3) 地域で自立して生活できる障がい者支援施設の整備・充実を.....	14
(4) 精神障がい者福祉の充実を.....	15
(5) 安心して子育てができるまちづくりを.....	15
(6) 格差と貧困をなくす社会保障の充実を.....	17
【産業観光部】.....	18

(1) 地域の雇用を守る取り組みを強化すること一解雇・リストラの規制で地域の雇用を守る	18
(2) 雇用や地域経済振興に役立つ企業立地促進へ	18
(3) 地域経済の担い手、中小商工業者への支援強化を	19
(4) シルバー人材センターの事業への支援を	20
(5) 安全な食料等を地域で供給できる農林水産業の振興を	20
【環境部】	21
(1) 本格的なゴミ減量を進め、家庭系ゴミの有料化を行わないこと	21
(2) 拡大生産者責任の徹底を国に強く求めること	21
(3) 市民共同で動物愛護の推進を	21
(4) 市民本位の産業廃棄物行政の推進を	21
(5) 地区環境整備事業（マル環事業）の見直しを	21
(6) 地球温暖化防止、琵琶湖と環境保全の取り組みを	22
(7) 道路公害から住民生活を守るために	22
【建設部】	22
(1) 安心して住み続けられる街へ公共交通の充実を	22
(2) 市民本位の下水道事業の推進を	22
(3) 道路、鉄道などのバリアフリー化を	23
(4) 生活道路の整備促進と通過交通対策について	23
(5) 河川整備の促進・淀川水系等の事業見直しについて	23
(6) 認定団地の環境改善を	24
【都市計画部】	24
(1) サイエンスパークの残区域の土地購入は行わないこと	24
(2) 歴史と自然を生かす景観保全の推進を	24
(3) 住民が主人公のまちづくりを	24
(4) 安心して住み続けられる公共住宅を	25
(5) 民間住宅の安心・安全確保を	25
【教育委員会】	26
(1) 子どもたちが安心して学べる学校施設の環境整備を	26
(2) 競争教育を改め、どの子にも行き届いた教育を	27
(3) 公民館などの社会教育施設整備と利用促進について	27
(4) 教育の国家統制に反対し、民主主義を守る教育を	28
(5) 子どもの人権を保障する教育活動への支援を	28
(6) 教育費保護者負担の軽減を図ること	29
(7) 障がい児教育の充実を図ること	30
(8) 幼稚園教育の充実を	30
【消防局】	30
(1) 消防力の抜本的な強化を図ること	30
(2) 自主防災組織等への支援を強化すること	30
(3) 市町村消防の広域化に反対すること	30

【企業局】	30
(1) おいしい水の安定供給を継続するために	30
(2) ガス料金安定の企業努力を	31
【市民病院】	31
(1) 地域医療を守るために国の医療費抑制策の改善を	31
(2) 公的病院として市の独自の支援強化を	31
(3) 患者負担の軽減・安心できる医療への取り組みを	31
(4) 医師不足・看護師不足の解消へ条件整備を	31

はじめに

(1) 未曾有の不況のもと、深刻な市民生活支える市政の推進へ

2008年からの国際的な金融危機とそれに続く景気後退は、市民生活に深刻な影響を及ぼしている。とりわけ構造改革政治のもとで規制緩和が進められ、急速に増大した派遣労働者は、不況に際して真っ先に首切りが行われた。年末年始には派遣切りによって職場と住まいを失った人々を支援する「派遣村」が出現するという、他の先進国に見ることのできない深刻な事態を引き起こした。その後自民・公明政府が進めてきた景気対策は、エコカー減税やエコ家電への補助の実施、株式減税の継続など大企業や大資産家への応援を中心としたものであり、国民生活支援の定額給付金、緊急雇用対策や失業者への生活支援などは一時的・限定的なものにとどまっている。

政権が変わった今でも、市民生活の実情はますます厳しいものとなっている。9月の完全失業率(季節調整値)は5.3%と、前月に比べ0.2ポイント低下しているものの、完全失業者は363万人と11か月連続増加している。有効求人倍率は全国では0.43倍、滋賀県では0.36倍と著しい落ち込みとなっている。

このような中で、先ごろ政府は日本の国民の相対的貧困率を発表した。先進国の中ではアメリカに次いで高い15.7%というもので、この間の格差と貧困の広がりやを反映したものである。大津市政でも、就学援助費の受給世帯＝要保護・準要保護の対象者がほぼ18%に達していることや、国民健康保険の滞納者が15%にのぼっていることなどに現れているが、長引く給与所得の低下や中小企業などの経営の落ち込みなどによる住宅ローン返済や営業資金返済などの重荷による生活の困難さは、この数字以上のものがあると推察することができる。

格差と貧困の解消と市民生活の安定は、現時点での国と自治体に求められている最も重要な政策的課題であることを踏まえて、市政の推進に当たる必要がある。特にその背景にある不安定雇用の解消と長時間労働の規制による雇用確保などに向けて、労働者派遣法の改正や労働基準法の改正に取り組むことが必要である。その上で自治体として以下のような取り組みを強めることが求められている。

第一には自治体財政のしわ寄せを市民に行わないということである。現在国や県の制度改革などの影響を受けて、自治体財政はきわめて厳しい状況にあることは事実であるが、このような財政的なしわ寄せを公共料金の値上げや住民サービスの切り下げという形で住民に押しつけないよう取り組むことである。大津市は2009年度、上水道で12億円、下水道で約8億円の公共料金の値上げを行った。しかし、他都市では市民生活の実情から値上げを見送るなどの措置をとるところもあるように、少なくとも市民生活の改善が見られるまで、公共料金の値上げを凍結するなどの積極的な措

置を検討すべきである。

第二に、積極的な貧困打開策を策定し、推進することである。貧困を理由として医療を受けることができない人が重症化して、働くことができなくなったり、亡くなるなどの事例が大津市でも起きている。また、貧困のために中等教育や高等教育を受けることができないために、十分な所得を得ることができなかつたり、安定的な職を得ることができないなど貧困の再生産と言われるような事例も広がっている。安心して医療や教育を受けることができる制度的な保障をつくる必要がある。

また、一時的な人生の危機に対して生活保護の円滑な適用を積極的に進めるとともに、生活支援貸付金制度や一定期間の緊急雇用対策などの新たな自立支援策を本格的に検討すべきである。

また、税や公共料金の滞納などに対しては、機械的な差し押さえや督促ではなく、条件に応じて、分納や支払い猶予など生活再建の視点で取り組むべきである。

第三に、社会保障の制度的なほころびをなくしていくことである。国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療制度などの保険料・利用料負担が、「保険料を払うために食費を抑えている」「高すぎる保険料が払えない」「窓口負担や利用料が高いので利用できない」など、本来健康で人間らしい生活を保障するための制度が逆に市民の暮らしを圧迫し、制度から排除するものとなっていることである。県下でも障害者自立支援法の施行によって、親子心中という痛ましい事件が起こったことは記憶に新しいが、このような社会保障の逆転を生み出す機械的な運用は直ちに改め、保険料や一部負担の引き下げ、合理的な減免制度の創設など、社会保障の名前にふさわしい運営の改善を図ることである。

いずれにしても、安心して暮らし続けられる地域社会を築いていくためにも、格差と貧困の打開に積極的に取り組むことは、憲法第 25 条をはじめとする国民的な諸権利を生かしていく今日の重要な問題である。憲法を暮らしに生かすことを掲げる大津市政としての推進を求めるものである。

(2) 国民的な審判が下った自民・公明政治＝構造改革政治との決別を

今年 8 月に行われた総選挙で、国民は自民・公明政権の退場の審判を下した。これは、相次ぐ首相の政権投げだしや閣僚の不祥事・首相の失言というだけではなく、戦後 50 年にわたって続いてきた自民党政治の枠組み＝アメリカ追随の政治と財界・大企業優先の経済・財政運営に対する、国民的な審判とも言うべきものである。

とりわけ、ここ 10 年あまりの構造改革政治の下で、大企業は史上空前の好景気でもうけをあげて、内部留保を倍増させる一方で、働く国民の所得は連続して下がり続け、中小企業の倒産は毎年 1 万件を超えるなど、格差が拡大してきたことへの怒りがある。その上、定率減税の廃止などの庶民増税、医療や福祉の負担増など 1 世帯で 100 万円とも言われる負担を押しつけてきた政治への怒りでもある。民主党への政権交代は、民主党の政策やマニフェストが積極的に支持されたというよりも、国民が民主党の力を借りて自民・公明政治に審判を下したというものであった。

私たち日本共産党大津市議会議員団は、従来から小泉政治に代表される構造改革路線は、大企業のもうけを第一として、規制緩和や小さな政府・民間委託などを推進する「新自由主義」の政治であり、これが国民の利益と相容れないものであることを指摘してきたが、国政でも地方政治でもこのような審判の意味を明らかにして、国民本位への政治を取り戻していくことが必要である。

とりわけ、社会保障をはじめとする国民の基本的な人権を守るために、営利第一主義の民間まかせでは保障することのできない分野について、国や自治体が基本的に担っていくこと。そのために必要な財源については、ダム建設などの公共事業や米軍への思いやり予算をはじめとする軍事費の無

駄遣いを改めるとともに、大企業や大金持ちへの適切な課税を行って確保することが必要である。

これまで規制緩和を経済活動の利益だと考えてきた財界の中でも、たとえばタクシーの台数規制など、地域経済を守るために必要な規制を取り戻すなどの動きが出始めている。地域の商店街を守るための大型店への規制や景観を保全するための建物の高さへの規制など、住民本位の政治へと新たなルールある経済社会を作り出す取り組みが求められている。

また、新たな公共空間の創造などとして、市民協働を積極的に進めるとしているが、市民の安全や健康を守る国や自治体の責任を転嫁するのではなく、これをしっかりと踏まえた上での協働としていくよう求めるものである。

(3) 中核市への移行による権限拡大と市民生活を守る新たな取り組みを

大津市は今年 4 月から中核市へ移行し、産業廃棄物処理行政や保健所行政などの所管をすることとなった。とりわけ、保健所運営を始めた年度当初から、新型インフルエンザの流行と県下での発生、それに伴う緊急の相談や診療への対処をはじめ、市民生活に関わる学校・園の休止やイベントの中止などの対策など、市民の健康と安全を守るために尽力された関係部局の皆さんに敬意を表すると同時に、この間の取り組みの教訓を生かして、いっそう万全な対応策の充実を期待するものである。

さて、行政権限が拡大したことは、単に行政の守備範囲が増大したというだけではなく、その分野に関わる大本の課題解決や、市民の要求を実現する政策的な視野を持つことが求められているということでもある。

産業廃棄物の問題で言えば、すでに大津市内で多数の不法投棄事案があるが、これらをどのように有効に規制していくのかという問題とともに、そもそも産業廃棄物の処理そのものをどうしていくのか、産業廃棄物を減量するためにリサイクルをどのように進め、処理困難なものをどのように減らしていくのかなど、様々な政策的な課題が横たわっている。また、保健所行政では、当面する新型インフルエンザや鳥インフルエンザなどの脅威に適切に対処できるようにすることと、そもそも市民の保健福祉の増進や予防のために、検診（健診）の充実や地域医療の連携・充実をどのように図っていくのかなどが問われている。

これらの問題を市民や事業者との共同、国や県とも連携を図りながら進めていくためにも、専門的な知識と力量を備えた職員の確保・育成などが求められている。国の行政改革の指針で示された職員削減計画などが進められているが、住民に近い自治体が国の施策をリードするという立場でこれらに取り組むよう求めるものである。

そのような意味で、産業廃棄物の減量・リサイクルや適正な処理なども視野に入れた新たな廃棄物処理計画の策定、新たな保健医療計画の策定を求めるものである。

(4) 市民生活の危機打開・市民本位の市政運営へ財源の確保を

以上のような観点から、来年度の予算編成にあたっての政策要望を行うものであるが、財源の問題についても、市民本位に見直していく必要がある。

大津市は今後 7 年間に 204 億円の資金不足が生じるとして、その打開のために予算の分権化や人件費の抑制、税の収納率の向上や手数料・使用料の見直し等を進めるとしている。これらの中には、家庭系ゴミの有料化なども含まれているが、このような市民負担を増大させるやり方はすべきではない。

見直すべき第一の柱は、開発型事業の見直しである。市が伊香立サイエンスパークの残地に新産業拠点形成などと称して競走馬の育成などの事業を進めようとしているが、いまだに市の負担・出資がいくらか明らかにされていない。このような開発事業に多額の市民の税金を使うべきではない。また、堅田駅西口の区画整理事業についても、市の将来負担が懸念される事業であり、現時点での推進は適切ではない。

第二に、基金の適切な取り崩しである。7.5 億円の庁舎整備基金の取り崩しや、地域振興基金の前倒しでの取り崩しなど、財政危機に対応した利用が検討されるべきである。

第三に、14 億円にも累積した赤字を抱える競輪事業の、廃止の検討を直ちに行うことである。財政が大変だといいいながら、市民の税金をつぎ込んで公営競技を続けることに道理はない。

第四に、事業の見直しを積極的に行うことである。企業立地促進条例による補助金は、今後ますます増加する見込みであるが、内部留保など体力のある大企業に工場建設の補助金などを支給するべきではない。また、およそ 10 億円もの予算を必要とする近江舞子線などの都市計画道路についても、事業の先送りなどの見直しが必要である。

【政策調整部】

(1) 男女差別の解消と男女共同参画条例の制定を

国連・女性差別撤廃委員会は今年 8 月、日本における女性差別撤廃条約の実施状況の審査結果をまとめた「総括所見」を公表した。60 項目のうち肯定的側面はわずか 7 項目にすぎず、これまでの勧告を実施していないことが指摘されており、雇用、教育、暴力、女性の参画などの「主要関心事項および勧告」は、前回 2003 年の 22 項目の 2 倍以上にのぼっている。差別的法規として、民法での、結婚最低年齢の男女差、女性のみに適用される結婚禁止期間、結婚の際の夫婦同姓の強制などをあげ、改正のための即時の措置をとるよう勧告している。

また、労働については事実上の平等の実現を要請。そのための暫定的な特別措置が推奨され、性による職業・コースの区分け・人事を廃止し、男女の賃金格差の縮小、妊娠・出産した女性に対する違法な解雇の阻止が求められている。

総括所見は、日本政府に対し、(1) 民法の改正 (2) 雇用・政治・公的領域等での暫定的な特別措置の 2 点について、2 年以内に実施状況詳細報告を提出することを要請している。

また、財界はワーク・ライフ・バランスを進めるとして、選択できる多様な働き方として非正規雇用をいっそう進め、正規雇用の中でもホワイトカラーエグゼンプションと言われるようなサービス残業を法制化するような動きも強めているが、これは男女差別をいっそう固定化し、家庭生活と労働の両立をいっそう困難にするおそれのあるものである。男女ともに人間的な生活を営むことのできる労働時間の短縮、職場における真の男女平等の確立への逆行を許すことはできない。

これらの諸点についての実効性ある対策が緊急に求められていることを踏まえ、大津市においても取り組みを具体化する必要がある。

大津市では特に、男女共同参画条例制定に向けての取り組みを強めるとともに、女性幹部の登用や、男女平等の実質的推進のための啓発活動、女性団体への支援強化、女性センターの充実など取り組みの前進を具体化するよう求めるものである。

(2) 外部「事業仕分け」でなく、住民本位で事務事業の充実・発展を（都市経営室）

昨年に引き続き、今年も外部評価者による「事業仕分け」で 24 事業について評価が行われ、老人

クラブ助成事業や老人給食サービスなど 6 事業が不要と判定された。

日本共産党大津市議員団は、昨年の事業仕分けに当たって住民不在の事業仕分けの中止を求めたが、この事業仕分けの結果を元に「敬老祝い金」の大幅な削減が行われるなど、市民サービスの削減に使われることとなった。県下で先駆けて事業仕分けを行ってきた高島市では、事業仕分けによって公民館やスポーツ施設などの使用料が引き上げられ住民の批判が高まり、今年の市長選挙でこれに反対する市長が当選し、今年度からは行われなくなることになった。

地域住民と議会、行政が、長い時間をかけて作り上げてきた事業は、自治体の特色や独自性が最も反映されており、これらを無視して外部の意見で、短時間で事業を仕分けることは、住民自治を壊すものになりかねない。必要な事業の見直しは住民の意見をよく聞いて住民とよく相談して決めるべきである。

(3) 地上デジタル放送移行の延期を求めることについて

政府は 2011 年 7 月の地上波デジタル放送への切り替えを推進しようとしているが、現状で、デジタルテレビや受信機などの普及率は約 6 割と言われており、このままのテンポで期限通りアナログ停波が行われれば、多くの国民が放送を見ることができないという事態が発生すると予測されている。しかも、多くの国民に新しい受信装置の負担がもたらされると同時に大量のアナログテレビの廃棄を強要するものであり、環境面からも重大な問題点が指摘されている。

2011 年の地上デジタル放送への全面移行を延期するよう国に求めるとともに、必要な共聴施設のデジタル化への財政的支援や低所得者への移行支援などを、国と自治体の責任で行うこと。

(4) 同和対策の完全終結を求めることについて

同和施策の一般施策への完全移行を実施するために、県の事業を含めた特別対策を終結させるとともに、地域文化交流会館（隣保館）を廃止すること。

人権啓発事業などについても、民間の自主的なものを除いては終息を図ること。

(5) 志賀地域栗原地先の旧大型産廃施設予定地の利用について

志賀地域栗原地先の元大型産廃処分場予定地の跡地利用については、地域の要望に基づく「自然公園」などとして活用するよう県に求めること。

【総務部】

(1) 憲法を守り、活かす市政を進めること

2010 年 4 月から憲法改定の国民投票法が発動されることになっているが、憲法改悪に反対する国民世論は引き続き広がっている。また、核兵器廃絶へ日本政府が積極的な役割を果たすことを明言し、日米の核密約の存在なども明らかにされてきた。今年 5 月にはニューヨークで NPT（核不拡散条約）の再検討会議がもたれる予定であるが、ここで核保有国が積極的な核廃絶への目標を定めた取り決めを行うよう、国際世論を高めることが核兵器の拡散を防ぎ、核廃絶の見通しを切り開くものとなる。

大津市長が平和市長会議に参画をされたことは、国際世論を高める第一歩となるもので積極的に評価するものであり、さらに世論を広げるために核兵器廃絶のための取り組みを行うことを要望する。

また、市内の中学校で、職場体験学習で自衛隊を選定している状況があるが、武力の行使と戦争を放棄した憲法を学習しながら、一方で戦闘行為をその中心任務とする自衛隊を実習先にすることは教育上不適切と言わなければならない。

近年増加している武装自衛官の市街地行軍訓練など、基地外での演習行為を中止するよう求めるべきである。

(2) 官製ワーキングプアをなくすために

自治体での非正規雇用の増加や低価格での事業委託などが増加することによる「官製ワーキングプア」が増加している。行政のあり方を効率的に見直すことは必要だが、非正規雇用が労働者の3分の一を占める現状は大きな問題がある。他の先進国と比べても、日本の公務員数はすでにきわめて少なく抑えられており、国による行き過ぎた定員管理の圧力をやめさせ、雇用は正規を基本とするべきである。

当面、非正規雇用の「均等待遇」を図るよう努力するべきである。

また、野田市などで実施を始めた公契約条例の制定を検討するべきである。

(3) 清潔で公正・公平な市政の推進を

中核市への移行により外部監査などが実現するが、行政から独立した勧告などができるオンブズマン制度などの導入を検討し、市民本位の市政を推進すること。

入札制度の改善については、入札価格だけではなく、地域貢献や環境・男女共同参画等の人権、労働者保護などの要素を勘案した「総合評価制度」の導入を検討すること。

地元中小零細業者の営業を支援するためにも、「小規模登録事業者制度」の導入を検討すること。
(産業観光部再掲)

(4) 不祥事をなくし住民本位の民主的職員体制の確立を

①不祥事をなくす住民本位の組織運営を

相次いでいる職員の不祥事は、社会情勢の反映や各職員のモラルの問題もあるが、職場の中での多忙化や、ものの言いにくい職場環境など背景となる問題もあると考えられる。精神主義の押しつけや職員の基本的人権を抑圧するような職場管理強化ではなく、お互いの仕事の仕方や生活態度などについて気軽に話し合える民主的な職場づくりが必要である。

市民サービスへの公的責任を果たしつつ、質の確保を図るためにも、安易な民間委託や人減らしをやめ、消防防災や介護・保育など必要な分野への職員配置を適切に行うこと。

行政窓口の接遇などについても、市民の人権を守り、市民の立場に立った改善を進めるために、必要な研修などを行うこと。

②健康でやりがいある職場へ長時間労働の規制を

市民奉仕の行政機構を築いていく上でも、職員の間には格差や不団結を持ち込む能力主義評価賃金の見直しを図るべきである。

また、長時間・過密労働の見直すとともに、きめの細かいメンタルヘルスへの取り組みを強める必要がある。

③国からの天下りの受け入れ中止を

住民自治、団体自治に立脚した大津市政を進めていくためにも、国土交通省などからの天下りの受け入れを中止すること。

法律や政令の運用などについては、住民の生活の実態や要望を踏まえて、大津市としての自主的な有権解釈を確立し、国に対して改善の意見を述べることや市民生活の向上に努めること。

(5) 所得再配分を保障する公正な課税、年金天引きの中止を

近年税源移譲などに伴う低所得者の課税の強化が進められ、所得に応じた累進課税の原則が壊されてきている。また、低所得者ほど負担の重い消費税の増税も検討されている。

定率減税の廃止・各種控除の廃止縮小など市民生活圧迫の庶民大增税ではなく、税収の低下している高額所得者の税率の回復や法人税率を元に戻すなど、公正な税体系確立を国に求めること。

また、公共事業に協力しての住宅の移転建設や、退職で所得が著しく低下した世帯、市街地での農地の課税へのいっそうの配慮など特殊な事情に対応して、固定資産税の減免・猶予などを行うこと。

滞納整理については機械的な差し押さえなどを行わず、生活再建を最優先に対応すること。

また、高齢者の医療・介護などの保険料天引きを行わないこと。

(6) 事業の民間委託について

指定管理による経費節減の効果は 8 億円と言われているが、そのほとんどが人件費と考えられる。正規雇用が非正規雇用となり、人数が削減される…などで住民サービスや安全面について問題がないか、市として責任を持って研修・管理の徹底・チェック体制の確保を図ること。

また、3 年～5 年ごとの契約のため雇用も短期の契約で不安定な雇用をせざるをえない。これを見直して雇用の継続・安定化を図るべきである。

また、住民の声が反映できるように住民参加の運営協議会を設置するなど検討すること。

指定管理者の指定にあたっては公平・公正が確保されるように、市幹部や議員などの利害関係者の指定は行わないこと。

また、新規公共施設の建設にあたって PFI 方式の導入が検討されているが、近江八幡市での病院建設での失敗などで明らかなように、安易な導入は市民サービスの低下と税のむだづかいにつながる。PFI 方式の導入は行わないこと。

(7) 市民の命と安全を守る防災対策の充実を

①災害時の情報提供や避難所の整備について

学区ごとの防災マップが公表されているが、これをさらに充実させるために、市内普通河川についても溢水の予測を立てたり、崖崩れのおそれのある区域などハザードマップを作成し、住民への情報提供を行い、非常時の連絡方法、避難誘導方法などの計画を策定すること。

洪水時・地震時の避難所の整備を進め、学校など避難所での仮設トイレの備蓄や、障がい者用トイレの整備などを進めること。

福祉避難所となっている児童クラブなどのバリアフリー化、障がい者用トイレの整備などをこの面からも進めること。

②防災無線について

防災行政無線・同報系無線装置の整備については、設置場所の景観、騒音、費用対効果を勘案し再考すること。

また、公共放送による緊急事態の情報伝達、メールによる通報などの活用を図ること。

旧志賀地域での防災行政無線が JR 運休情報等で再度活用されることとなったが、必要な通勤・通学時間帯に放送されるよう、活用時間を通学・通勤時間（特に朝）まで延長すること。

また、その他の必要な生活情報についても活用を検討すること。

【市民部】

(1) 市民相談・消費者保護活動の充実を

市民の要望が強い「女性の悩み相談」、「法律相談」のいっそうの拡充を行うこと。

振り込め詐欺や悪質訪問販売・マルチ商法などが相変わらず横行しており、消費者センターの相談員の正規職員化、増員や研修の強化などの体制の充実が引き続き求められる。

自己破産者や生活保護受給者に対して、サラ金やヤミ金が狙いをつけて貸付け、過酷な取立てを行う新たな貧困ビジネスも起こっている。こうした人たちへの啓蒙活動とともに、公共料金や税の滞納などに現れる多重債務者への解決を支援する庁内外のネットワークをつくることや、相談しやすい窓口への充実、支援をする職員の研修など、多重債務と生活再建への支援を強化する必要がある。（福祉子ども部再掲）

(2) 安くて良質の葬儀事業の充実を

良質で安価な葬儀を望む市民の要望に応えるために、市営葬儀のいっそうのサービス向上を図ること。

大津聖苑に続いて、志賀聖苑でも市営の葬儀会館の整備を図り、事業の充実を図ること。

また、公的事業としての透明性・公平性を高めるように努めること。

(3) 支所機能の充実を

「1 学区 1 支所」は大津市の特色を生かした制度であり、支所機能のいっそうの充実を図ること。

支所で福祉や保険制度の相談などが受け付けられるようにするとともに、児童クラブ、保育所、幼稚園等年度途中の申請・造園業者の剪定枝などクリーンセンターへの持ち込みについても支所で許可を行えるようにすること。

市民に最も近い市の機関であることから、情報収集と本庁との情報交換に勤め、市政への相談窓口、市民の声を反映する窓口としての役割も果たせるようにすること。

支所長の嘱託職員化については、重責を担う職務でもあり、実情を踏まえて配置について検討を行うこと。

(4) 市民本位の真の国際交流の進展を

新たな姉妹都市・友好都市の提携については、議会の議決事項となったが、自然な市民交流の活発化など諸条件の熟成が必要と考える。当面、新規の都市との提携を急ぐべきではない。

議会や市幹部による姉妹・友好都市との交流が頻繁に行われているが、特権的な海外旅行をやめ、市民的なレベルでの国際交流を支援すること。

【健康保健部】

(1) 市民の命と健康を守る国民健康保険の運営を

①高すぎる国民健康保険料の引き下げ、市独自の減免制度の創設を

所得の1割を超えるなどの高すぎる国民健康保険料のもとで、保険料滞納世帯は2008（平成20）年度では14.8%となっている。

誰もが払える国民健康保険料にするために、まず1人当たり1万円引き下げること。

また、所得が生活保護基準の1.2倍以下の世帯を対象にするなどの合理的な基準を設けて、大津市独自の保険料の減免制度を創設すること。

70歳から74歳の高齢者の医療費窓口負担が1割から2割へ引き上げられようとしているが、中止するよう国に働きかけること。

また、65歳からの高齢者の国民健康保険料の年金天引きは、年金を支えに暮らしている高齢者の生活を切り縮めるものであり、普通徴収に戻すこと。

②保険証の取り上げをやめ、短期証も郵送交付を

保険料の滞納から保険証が受け取れないために、医療機関にかかることができない児童の存在がクローズアップされ、法改正によって中学校卒業までの児童・生徒への保険証の交付が義務づけられた。

大津市は高校生以下に対して交付しているが、当面、有病者についても交付すること。

健康に暮らす権利は基本的人権であり、最低生活費を削り込むような保険料賦課は本来人権侵害であり、その上滞納を理由として医療からも排除する保険証の取り上げは二重の意味での人権侵害と言わなければならない。

資格証の発行をやめ、短期証についても高島市などで行っているように、郵送交付を行うべきである。

③安心して医療を受けられるよう窓口負担の減免を

所得によって医療を受ける権利を制限することは許されない。国民健康保険法第44条に明記されている窓口減免を実施すること。

申請用紙を各医療機関に配置し、広報等で周知徹底を行うこと。

中核市となって市が許認可の権限を持つことになる無料低額診療事業について、国は低所得者等に対する必要な医療を確保する上で重要と、事業の重要性を認めている。

基準を満たした医療機関から届け出があれば、大津市として低所得者の医療受給権を保障するために、無料低額診療事業制度を積極的に適用すること。

④後期高齢者医療制度の廃止を国に求め、当面の改善を

高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度の廃止を国に求めること。

当面は高齢者の負担を増やさないよう、国・県・市で連携して必要な手立てを講じること。

特に、低所得者に対しては、保険料の減免措置を設け、払えない世帯に対する保険証の取り上げは行わないこと。

短期保険証交付者に対して、本来の保険証の交付を行うこと。

後期高齢者の特定健診については、市独自の健診項目を追加するとともに、希望者には人間ドックの補助を実施すること。

保険者ごとに医療費の削減を競わせる特定健診・特定保健指導制度は、「早期発見・早期治療」を目的とする本来の健診制度をゆがめるものであり、改善を国に求めること。

当面、特定健診の中で、従来の眼底検査などもあわせて実施し、総合的な保健事業として取り組みを進めること。

(2) 社会で支える介護へ—介護保険制度の改善を

①必要とする人に必要な介護の保障を

介護保険制度については、軽度の要介護者や要支援者への介護サービスの利用の規制をやめ、介護報酬を実情に見合ったものにさらに改定を図るよう国に求めること。

また、現状を改善するために、市の独自制度の創設・適用などを図ること。

介護処遇改善交付金制度については、介護労働者が安心して働き続けられるように改善を図って、継続するよう国に求めること。

介護保険の運用面で、同居の家族がいる場合に、訪問介護が受けにくくなるなどの問題が起こっているが、介護を社会全体で支えるという介護保険制度の趣旨にも反することであり、介護保険の利用に制限を加えないよう事業運営を行うこと。

②介護保険料・利用料の負担軽減を

高すぎる介護保険料の負担が払いきれない高齢者が増えているが、生活費への賦課はそもそも生存権を侵害するものであり、住民税非課税者は免除するなどの措置が必要である。また、利用料負担が重すぎるために、利用をためらう人も多い。

- 安心して介護サービスを利用できるよう利用料についても生活実態に応じた減免制度を創設すること。
- また、介護保険で上限を超えた人についても、必要な人については市独自の補助制度をつくるなど対応をすること。
- 2005 年から導入されたホテルコストの負担の問題では、個室の利用料が高いために施設をやめざるを得ない人がいたり、比較的安い大部屋を希望する人が殺到して、いつまで待っても入所できない人が増えている。福祉サービスの利用にこのような格差を持ち込むことは許されない。ホテルコストを保険給付対象に戻すよう国に求めるとともに、市としての独自の支援を行うこと。
- 高齢者小規模住宅改造経費補助事業について、住民税非課税世帯などについては、全額補助にするなど負担の軽減を図ること。

③くらしを支える地域包括支援センターの充実を

市内 7 カ所の包括支援センターは、高齢者を地域で支える重要な役割を果たしており、ひきつづき直営で運営を行うこと。

また、現在のチーム数では多様な相談活動などをおこなったり、介護予防プランの作成などで多忙を極めており、包括支援センターの充実が大きな課題となっている。包括支援センターの増設と、支援チームを大幅に増やすこと。

④特別養護老人ホームなど介護基盤の整備を進めること

特別養護老人ホームの待機者はすでに1000人を超えており、公的保険制度を掲げながら、必要な施設介護などが利用できない現状は一刻も早く改める必要がある。

施設整備交付金の改悪などの問題はあるが、特別養護老人ホーム・小規模多機能施設などの介護基盤の整備を推進すること。

なお、国による「地域介護・福祉空間整備交付金」は、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）にも使えることとされており、介護保険外でのこのような居住・通所の施設づくりも検討すること。

⑤介護保険利用者の「障がい者控除認定書」周知・申請の改善を

先にも述べたように、高齢者の税負担が増えているもとの、収入は増えていないのに、税や介護保険料が引き上げられるという問題が起こっている。このような税負担を少しでも軽くすることができるのが障がい者控除を受けるための認定書の発行である。大津市による要介護認定者に対する「障がい者控除認定書」の発行件数は、その対象者の2%にも満たない状況である。要介護者と家族への周知徹底を図り、各支所や介護事業所などに申請書を置いたり、介護認定時や介護保険料通知時に同封することなど、利用しやすい制度とすること。

(3) 地域での福祉・保健医療制度の充実を

①健康・福祉・医療を一体的に取り組む保健所の運営を

市民の命と健康を守るために、中核市となり健診や予防衛生・医療について保健所を核に一体的に取り組む体制ができることは、大きなメリットである。

市民サービス充実のため、市民病院や健康推進課、各種福祉部門との連携を強め、必要な人材の確保や研修などを強化すること。中でも精神障がい者の保健・医療・福祉の連携を行い、施策の前進を図ること。

また、今日問題となっている食品衛生の面でも、市民の要望に応えられるよう必要な検査の実施や事業所への適切な指導が行えるよう体制を整えること。

②社会保険滋賀病院の公的病院としての存続を

滋賀病院は社会保険庁の廃止に伴い、独立行政法人「年金・健康保険福祉施設整理機構」に譲渡されたが、公的病院として、地域住民の医療サービス提供に大きな役割を果たしている。市民病院や日赤などとともに、市内の公的医療を担ってきた社会保険滋賀病院の存続を国に求めるとともに、地域医療のネットワークを進めるための連携を強化すること。

③高齢者無料パス制度の創設を

近畿の県庁所在都市・中核市のほとんどが実施している、高齢者の無料パス制度の創設に向けた検討を行うこと。

高齢者が生き生きと生活できるよう応援し、健康を増進するだけでなく、公共交通の活性化、公共施設利用の促進など総合的な効果をもたらすものとして検討を行うこと。

【福祉子ども部】

(1) 地域で生き生きと暮らせる障がい者福祉の前進を

長妻昭厚生労働大臣は障害者自立支援法の廃止を明言。国は新しい法律に向けての検討については、当事者本人を含めて協議するという方向である。

市においても関係者や本人を含めた新しい制度に向けての協議会を立ち上げ、当事者の生の声や願いを国へあげること。

市としても同法の早期廃止を国に要求するとともに、応益負担の撤回を国に求め、市として可能な支援、東近江市などのような通所自己負担への公費全額助成を実施するべきである。

障がい者の移動や自立した生活の保障となる移動支援事業・日中一時支援事業は、利用者のニーズが高いにもかかわらず、実施している事業所が少ないために十分な対応ができていない。充実に向けて、事業を行う事業所を増やすためにも、場所の確保や市独自の、さらなる報酬単価の上乗せなどの対策をとること。

また、障がい者自立支援法や物価高で障がい者の負担が増えている中、一昨年削減されたガソリン・タクシーチケットなどの独自施策を元に戻すこと。

安定的な仕事確保のため、福祉施設へ大津市の関連事業の委託を増やすこと。

(2) 障がい者の権利条約の批准と国内法の整備を

2006 年の国連総会で採択された障がい者の権利条約には 143 ヶ国が署名、71 カ国が批准している。日本政府も 2007 昨年 9 月に署名して、現在批准に向けて準備作業を進めているが、早期に批准をするよう取り組みを強める必要がある。

障がい者自立支援法は、応益負担によって生きることそのものに負担をしなければならないために、必要な支援が受けられない。また施設利用料の滞納や退所者が出る現状などは、条約の精神からいっても廃止すべきである。

難病患者をはじめ、すべての障がい者が福祉施策の対象となるよう障がいの定義を見直すこと、障がいのあるすべての人を対象にした「総合的な福祉法」（仮称）の制定、平等を保障するための「障がい者差別禁止法」（仮称）の制定などを急ぐよう求めるべきである。

また、大津市としても「障がい者差別禁止条例」の制定や、障がい者福祉計画での具体化などに取り組むよう検討すべきである。

(3) 地域で自立して生活できる障がい者支援施設の整備・充実を

①大津市独自の障がい者施設の整備・運営への支援を

施設や事業所の日額報酬による報酬切り下げが、人材確保やサービスの質の低下など深刻な影響を与えている。施設職員の非正規雇用が支援法前の 40%から 53%に増えたと報告されている。その中で、来年度より新体系になる通所施設が多くなり、それに伴いさらなる報酬単価の減少で存続の危機となる施設が出てきている。基盤整備もまだまだ不十分である。これらの点について大津市独自の支援を行うことが求められている。

大津北部地域の児童デイサービス施設「わくわく」については増築など整備が進められている。しかし看護師がいない、給食設備がないなどの課題が残されており、今後の充実が必要である。

また、開設に向けて準備が進められている東部地域の児童デイサービス施設については直営で行い、職員体制、送迎バスについても重度の障がい者が受け入れられるようにすること。

どこに住んでいても平等に療育が受けられるよう整備を進めること。

②グループホーム・ケアホーム設置に用地提供や公営住宅の提供を

障がい者が地域で自立した生活を営んでいくために、障がい者グループホームやケアホームの充実は不可欠である。設置促進のために、公共用地の提供をはじめ公営住宅の利用促進など特別の手立てを講じて取り組むべきである。

(4) 精神障がい者福祉の充実を

障がい者自立支援法により身体障がい、知的障がいとともに制度的に一元化された精神障がい者に対する支援制度はまだ不十分である。

運賃割引制度を身体、知的と同様にすることや雇用の実態把握を早急に行い、雇用の促進のための手立てを行うこと。

障がい程度区分の判定に実態が正しく反映されていない現状を改め、必要なサービスが受けられるよう基準を見直すなどが必要である。

真に施設・病院からの地域への移行が進むように「精神障がい者退院支援施設」を撤回し、精神障がい者の相談支援活動や住まいの確保を進めること。

これらの改善を国に求め、市として実施できる施策の検討を進めること。

(5) 安心して子育てができるまちづくりを

①子どもの医療費無料化の拡充を

依然として厳しい経済情勢が続く中、子育て世帯の子育てにかかる負担は年々大きくなっている。子どもの医療費無料化については、2009 年 10 月から小学校入学までの完全無料化が実現することになったが、ひきつづき中学校卒業までをめざして、対象年齢の引き上げを図ること。

また、全国の自治体での取り組みが広がっていることから、国の施策として子どもの医療費無料化を実施するよう強く要望すること。

②妊産婦健診の公費負担を増やし安心して出産できる支援を

安心して子どもを産み育てられるよう妊産婦健診補助券の 14 枚発行が行われたが、継続して実施できるよう国と連携して取り組みを進めること。

県下の周産期・新生児の死亡率が依然として高率となっているが、公的病院や医療機関のネットワークを強めて、周産期医療、新生児・乳児医療の充実を図ること。

③保育園の計画的整備で保育所待機児童解消を

大津市では、毎年保育園定数を拡大しているにもかかわらず、依然として多数の待機児童が発生している。市内の人口流入状況、開発計画など関係課の情報も共有しながら計画的に保育園を整備すること。

とりわけ東部地域での公立保育園の建設を進めるとともに、堅田や中北部、晴嵐や膳所など特に不足している地域での保育所整備を計画的に進め、すし詰め保育、待機児童の解消に強力に取り組むこと。

県保育協議会が始めた「保育士バンク」とも連携しながら、保育士確保・養成に力を入れること。

家庭的保育については、大津市独自の基準を定め、安心して預けることができるよう周辺の公立保育園や保育課との連携で体制を整備すること。

④公的保育を堅持し、保育条件の整備を

国は保護者と保育園が直接契約する方式を基本とした保育制度改革を進めようとしているが、これは国・自治体の保育の実施責任をなくし、国民に負担を押しつけるものに他ならない。また、待機児童解消策として保育所の設置基準を緩和する動きもあるが、保育の質を低下させるものであり、子どもの安全や発達の間からも認めることはできない。

今、求められているのはこのような制度「改革」ではなく、保育所建設のための予算を増やすことが重要であり、市として予算拡充と公的保育制度の堅持を国に求めるべきである。

所得が伸びない若い世代にとって、保育料負担は深刻な問題となっている。子育て世帯の経済的負担を軽減するために、保育料を引き下げること。

また、保育料を条例に位置づけるとともに、急激な所得低下などに対応した保育料の減免などを行うこと。

⑤児童クラブとしての役割が果たせる施設、保育条件の整備を

国の放課後児童クラブガイドラインに基づいて、71人以上の大規模児童クラブについては、分離が進められている。2つめの施設についても手洗い・トイレ等生活に必要な設備を整った施設とすること。

狭隘化、老朽化が進む施設や男女共用のトイレなど、計画的な施設の整備・改修を行うこと。

2008年度に指導員の給与がわずかながらも昇給されたが、依然として生活できる給与といえるものにはなっていない。労働条件の改善は急務であり、指導員が安定的身分で、安心して働き続けられるよう検討を進めること。

指導員の定期的な研修を行うとともに、研究活動などに支援を行って指導員の資質向上に努めること。

2008年の事業仕分けで示された民間委託を行うのではなく、直営を堅持すること。

⑥一人親家庭に対する子育て支援の充実を

母子家庭、父子家庭など一人親で子育てしている家庭では、経済的負担に加えて精神的負担も大きくなっている。現在母子自立支援員・家庭相談員が配備されているが、相談内容も多様化・深刻化しており、緊急対応を求められることもある。個々の事例にきめ細やかに対応するためにも相談員の増員や労働条件の改善を図り、支援体制を強化すること。

安心して生活が営めるよう公営住宅への入居など住居の確保に対する支援策を講じること。

5年間継続して児童扶養手当を受給している母子世帯に対して、児童扶養手当が最大半分に削減される。就労や社会保障などの支援を受けてもなお、厳しい生活を余儀なくされている母子家庭の水準を引き下げるべきではない。加算の削減をやめ、一人親家庭に対する経済的支援を充実させること。

DV被害の根絶へ啓発を進めるとともに、関係機関との連携や民間シェルターへの支援を図るなど、対策を充実すること。

⑦児童虐待や育児ノイローゼなどを解消する支援ネットワークの充実を

全国で子どもをめぐる痛ましい事件が後を絶たず、子育ての孤立感などによるノイローゼや育児放棄・児童虐待などが依然深刻な問題となっている。子育ての苦労や不安を解消するために自主的な「子育てサークル」などの取り組みが広がっているが、場所の確保や指導者の確保などに苦労をしている状況も見受けられる。このような市民の取り組みに対して、積極的に支援を行うべきである。

0歳から18歳までの成長期をトータルしてみることでできる子育て支援を視野に、子どもだけでなく、保護者も含めて児童相談所、保健所、子育て支援センター、医療機関などの関係機関とのネットワークを結び、子育てに対して適切なアドバイスや支援ができるシステムをつくること。

⑧児童館の計画的な充実、中高生の居場所づくりを

競争社会の中で子ども同士の関係が希薄になっている中、子どもが異年齢での遊びや活動を通して豊かな心と体が育まれるよう、児童館を計画的に建設すること。

とりわけ、次世代育成支援行動計画（前期）で位置づけられた東部地域での児童館建設を具体化すること。

全国的に若者たちを中心にアクションスポーツ愛好者が増えてきている。大津市でもスケートパークなど中高生が利用できる活動の場を整備し、中高生が周囲に迷惑をかけずに、安心してのびのびと過ごせる居場所が保障できるよう、検討すべきである。

(6) 格差と貧困をなくす社会保障の充実を

①申請権の保障など市民の立場に立った生活保護行政を

生活保護の相談があっても申請を受け付けない、現に保護を受給している人に辞退を強要するなど、全国でも相次ぎ餓死者が出ている。2008年末の「派遣村」で見られるように、格差と貧困の広がる中で、セーフティネットとしての生活保護制度の充実は重要性を増している。

大津市の生活保護行政は、民間団体などとも連携してホームレスの自立支援活動などに取り組み、一定の役割を果たしてきたが、保護申請時の相談の中で、「兄弟や子どもの扶養を求めること」「別れた夫の養育費を請求してから」など、本来申請後の調査で確認すべきことを理由として、申請がすぐに受け付けられないなどの状況も依然見受けられる。また、生活保護を受給していることが悪いことのようにケースワーカーに言われるなどの苦情も寄せられている。

生活保護行政のあり方が問われているこの機会に、国がこれまで進めてきた「行き過ぎた適正化」を是正し、市民の申請権を保障した対応や被保護者の人権を尊重した対応を求めるものである。そのためにも、ケースワーカーの増員、労働条件の改善や研修体制の強化は急務である。

また、全庁的な貧困問題の解決への取り組みなどを強化すること。

②生活保護の制度改悪を中止し改善を行うこと

政府は母子加算を復活させるとしているが、同時に高校等就学費の削減も検討されており、これでは最低生活を維持することはできない。両方の至急を補償するとともに、高齢者加算なども復活するよう働きかけること。

リバースモーゲージ制度の導入とその具体化については、高齢者の生活保護を受ける権利を制限するものにならないよう、本人の意向を尊重した対応とすべきである。

また、この制度に伴うリスク、たとえば金利の上昇や地価の下落、本人の長生きなどによる売却損

などについて、本人に不利益とならないよう、慎重な検討を行うこと。

全国市長会などの新たなセーフティネットの提案については、生活保護制度を国の統一的な制度として国庫負担を堅持して運営するという点については理解できる点もあるが、「適正化」という名目で、生活保護の受給期間を生涯にわたって5年限りとすることや、高齢者へのケースワークを行わないことなど、生存権保障を弱めることについては、問題があるので、これについては改善の問題提起をすること。

病気治療やリハビリなどで病院へ通院するための移送費は無条件で認めるべきである。また認められても2か月間は立替払いをしなければならないことなどは、実情にあわせて改善すべきである。

③ホームレス自立支援対策の強化を

ホームレスの自立支援法ができて6年経過するが、実態調査や生活保護の適用、就労支援など部分的な対応は行われているものの、抜本的な解決に向けての取り組みは依然として立ち遅れている。

市でも、生活保護の適用などによる自立への取り組みが前進してきたが、法に基づく自立支援計画の策定、住所用件を保護適用の条件としないことや、一時保護のための施設整備など残された課題解決のための取り組みを強化すること。

④貧困問題解決への本格的な取り組みを

安全で安心な地域社会をつくっていくためにも、今日の貧困問題の解決は、重要な意味を持っている。公共料金や税の滞納などに現れる多重債務者への解決を支援する庁内外のネットワークをつくることや相談窓口の設置、支援をする職員の研修など、多重債務と生活再建への支援を強化する必要がある。（消費生活センターと再掲）

今日、所得がない人でも介護保険や国民健康保険などの賦課が行われているが、これは生存権の侵害と言わなければならない。市として、「最低生活の保障に関する条例」（仮称）などを制定し、生計費に対する課税、保険料賦課などを行わないよう定めるべきである。

また、市として市民の生活再建や自立支援のための無利子・無担保の生活資金の貸し付け制度の検討を行うとともに、現在の社会福祉協議会で行っている貸付制度を抜本的に改善して、誰もが使いやすい制度として実施すること。

【産業観光部】

(1) 地域の雇用を守る取り組みを強化すること―解雇・リストラの規制で地域の雇用を守る

引き続き不況のもとで、不安定労働者などの大量の解雇がとまらない。国や関係機関とともに、大企業などが安定雇用の確保を図るよう申し入れること。また、道路や公園清掃などをはじめとして、緊急雇用的な事業への国の財政支援を求めるとともに、大津市独自での取り組みを進めること。

働く場所を確保するために、継続雇用している派遣労働者などを正規社員として雇用するよう企業に対して積極的に働きかけるとともに、市内の中小企業に対して雇用対策緊急支援を制度化するなど特別の支援対策を講じること。また、派遣法の日雇い派遣禁止、労働者保護法制定を国に働きかけること。

(2) 雇用や地域経済振興に役立つ企業立地促進へ

昨年からはじめた企業立地促進条例に基づく補助制度は、雇用の拡大や地域経済への貢献などの明

確な指針や裏付けが行われていない。また、大規模工場への支援についても、リストラが行われた場合や建物の除却や建て替えなどについての規定も盛り込まれていない。

このような問題のある補助制度は中止し、新規の正規雇用を拡大した企業や事業への補助制度など、雇用や地域経済に配慮した促進策へと切り替えるべきである。

(3) 地域経済の担い手、中小商工業者への支援強化を

①中小企業振興条例の制定と住宅リフォーム制度の実施を

地域経済の主役となっている中小企業振興の理念と施策の柱を明らかにした中小企業振興条例を制定して、中小企業の実態調査をはじめ、経営に立ち入った技術指導や経営指導を行う体制を整えること。

400 を超える自治体で採用されている小規模修繕契約希望者登録制度を制定し、中小零細建設業者などの受注機会の拡大を図ること。

2009 年度に再開された住宅リフォーム助成制度は、5 月の募集開始から 1 週間で予定されていた予算（400 万円）に達して、48 件で 7500 万円あまりの需要を喚起した。このような反響の大きさを踏まえて、新年度も引き続き実施するとともに、予算を大幅に増額して、年間通じて受付を行えるようにすること。

②小口簡易融資制度の充実と改善を図ること

景気の冷え込みが続く中、大手金融機関による貸し渋りや貸しはがしなどが増加しており、三大メガバンクだけでも昨年 1 年間で 4 兆円あまりの中小企業向け融資残高の減少がもたらされている。金融機関は黒字の決算が報告されており、金融機関への公的資金の注入には問題があるが、中小業者への融資が増えるように規制・指導を行うよう政府に求めるべきである。

中小企業への資金繰り対策として、小口簡易融資制度を使いやすいものとするため、据え置き期間の延長や、返済猶予・期間の延長を図るなど、今日の経済情勢を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

③商店街空き店舗対策への支援強化を

商店街は、車で買い物に行けない高齢者や子どもたちの買い物の場として、必要不可欠な社会的資源である。商店街の公共的な役割を生かすため、不足している業種を空き店舗に誘致するなどの支援策を住民参加で進めること。

大津市内の商店街はそれぞれ、地域の特色を持った町並みを形成しているが、大津百町などの歴史的背景を持った商店街では、町屋を保存することで、町並み全体を博物館として観光客を受け入れたり、伝統工芸品などを普及する場として発展させるなど、住民のアイデアなどを生かした振興策への助成を検討すること。

④大型店出店に地域貢献や商業調整などの規制を

国に対して「商業調整にならない制度とする」と定めている大店立地法・第 13 条を廃止し、2006 年改正された「まちづくり 3 法」を抜本的に強化し、郊外への大規模集客施設の出店を原則禁止するよう求めること。

大型店の進出と退出、営業時間などについて、「地域経済振興条例」などの条例をつくって規制すること。

大型店に、地域貢献など社会的責任を果たさせるための協定を結ぶなどの措置をとること。

(4) シルバー人材センターの事業への支援を

シルバー人材センターへの仕事の減少傾向が続いている。高齢者の生きがい、生活支援として果たしている役割の重要性から、仕事の確保や技能習得への支援など、公的にいっそうの支援策を講ずること。

(5) 安全な食料等を地域で供給できる農林水産業の振興を

①農産物輸入自由化にストップをかけ、地産地消による食糧自給率の向上を

日本の農業を守り、40%まで落ち込んだ食糧自給率を向上させるためには、農産物の価格保障と農家の所得保障、担い手の育成、輸入自由化の停止などの総合的な農業支援策が必要である。日米 FTA 交渉の中止などを国に対して求めていくこととともに、自給率が 18%しかない大津市においては地産地消により食文化の継承、地域の交流などを進めるとともに、次世代への普及・定着につながるよう努めること。

水田経営所得安定対策を中止し、やりたい人、続けたい人に担い手として支援すること。(すべての農家を支援の対象に) 専業・兼業農家への支援、「集落営農」の推進とともに「特産野菜・果樹」などの価格保障と所得保障をすることを国に求めること。

大津市での食糧自給率向上の具体的対策として、米粉用の米や飼料米の作付け奨励を行うこと。

また、米粉の利用拡大を図るため、米粉製粉機の補助を行い、学校給食に米粉パンを積極的に取り入れること。

②食料の安全確保対策の強化を

食品の産地偽装・品質の偽装、メラミンの混入、汚染米など消費者の安心を脅かす事態に対し、安全な食を求める声が高まっている。

中核市移行により保健所業務を請け負う本市として、食の安全を確保する検査体制の充実や改善を国に求めること。

たびたび違反牛肉が輸入されているアメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、BSE 検査の助成の継続とともに、ミニマムアクセス米の「義務的」輸入の中止を国に求めること。

③農地課税の軽減を

農地に対する課税を軽減するために実態調査を行い、標準小作料を上回る固定資産税を減額するなどの規定を整備すること。

また、地域特産物の振興策を充実させるとともに、市民農園・体験農園等の拡大、直売・交流施設の整備などを図ること。

また、現在、農業協同組合又は営農集団など団体にものみ交付している、鳥獣害防止の柵の補助を個人にも拡大すること。

④地元木材の利用に助成制度を実施して、森林資源の有効活用をおし進めること。

【環境部】**(1) 本格的なゴミ減量を進め、家庭系ゴミの有料化を行わないこと**

出たゴミをいかに処理するかという従来型の焼却中心のゴミ処理から、本格的なゴミ減量・リサイクル・ゴミゼロへの転換を行うこと。

そのためには一人一日あたり排出量や、大津市全体のゴミ削減長期的目標を立てて取り組み、分別の推進や生ゴミのデポジット化のための啓蒙と市民への補助・支援策を強化すること。

ゴミ処理費用の市民への負担転嫁であり税金の 2 重取りとも言うべき有料化をやめ、減量による焼却施設数の減少や小規模化による、膨れ上がるゴミ処理費用の削減こそが必要である。

大型ゴミの戸別収集に関しても、再資源化に役立つトラック収集や、ストックヤードの整備などを検討し、本格的なリサイクルの仕組みづくりに取り組み、有料化を見直すことが必要である。

(2) 拡大生産者責任の徹底を国に強く求めること

プラスチック容器包装の分別は、市民の理解と協力が進み収集回数の増加伴ったが、そのリサイクルについては燃やすよりも多額な費用がかかり、その負担が消費者と自治体に負わせられている。プラスチックのみならずゴミ総量の削減は拡大生産者責任の徹底に負うところはきわめて大きい。

拡大生産者責任を徹底するよう国に求め、ゴミになるものを大本から減らすとともに、業界などの責任でリサイクルの推進を図るべきである。

(3) 市民共同で動物愛護の推進を

動物保護管理センターについては、従来型の施設ではなく、ペットの飼育方法やマナーなどの啓発を中心として、動物の生存率を高めるものとして整備方向を検討すること。

また、建設・事業・運営については地域住民との市民協同に努めること。

(4) 市民本位の産業廃棄物行政の推進を**①産業廃棄物不法投棄・環境保全対策について**

中核市移行に伴い、産業廃棄物に関する業務が県から移譲されることとなる。産廃問題解決には排出事業者の責任強化が不可欠である。

特に、和辻中地先の産廃不法投棄や下々谷での産廃埋め込みなど、その撤去を指導すること。

また、市内各地のゴミの不法投棄防止のためのパトロールの強化、摘発の強化を図るとともに、残土投棄などへの実効性のある取り組みのために、旧志賀町域で行っている「大津市土砂等による土地の埋め立て等の規則に関する条例」による規制を大津市でも行うこと。

汚染土壌の適正な処理の基準や、是正措置を定めた市独自の条例を制定すること

②大津市産業廃棄物処理公社の運営について

事業の終息が予定されている産廃公社の運営については、最終的な市財政負担が極力少なくなるように、排出者責任の徹底で採算を改善させること。

また、大石中町の最終処分場の地球温暖化防止緑地整備のようなムダづかいは行わないこと。

(5) 地区環境整備事業（マル環事業）の見直しを

地区環境整備事業については、今日の自治体の財政状況や市民感情から考えて、個人施策の見直

しや「迷惑料」的な自治会への報奨金など、他地域との均衡を失する対策を改めること。

地域の環境整備や地域振興など一般施策の中での事業へと移行させること。

(6) 地球温暖化防止、琵琶湖と環境保全の取り組みを

①アジェンダ 21 など地球温暖化防止のための対策を

温暖化ガス排出削減目標達成のため、その 8 割を占めている産業界への温暖化ガス排出削減を割り当てるなど、踏み込んだ取り組みをするよう政府に働きかけること。

新たに策定する「第二次アジェンダ 21 おおつ」では具体的な中期目標を掲げ、自然エネルギー利用などの「低炭素社会の実現」に重点を置くこと。

太陽光発電パネルの設置補助に続き、風力発電や小水力発電など市民の発電活動に対する補助を充実させること。

②琵琶湖の水質改善のために

琵琶湖の富栄養化の大きな要素となっている森林の荒廃を防ぐために、間伐材の積極活用や木質バイオマスの利用を進めること。

農業排水の再利用の仕組みをつくることや河川の自然護岸の回復など、必要な指針を設けて水質改善の取り組みを進めること。

企業などの事業系排水については、環境負荷物質の総量規制を行うこと。

総門川の汚染対策など、関連企業への改善指導を強化すること。

(7) 道路公害から住民生活を守るために

国道 161 号線バイパスによる騒音被害の軽減のために、防音壁の設置を申し入れること。

特に、藤尾、仰木の里などでの対策を急ぐこと。

【建設部】

(1) 安心して住み続けられる街へ公共交通の充実を

高齢化社会の進行・地球温暖化防止など、ますます公共交通の整備が重要な課題になっている。

市内の基幹的な公共交通である京阪電車を利用しやすくするために、条件整備や利用に支援を行うこと。

バス路線の計画的な整備を進め、必要な路線には助成を行うよう検討すること。

また、主要な団地や駅・病院などを巡回するバス路線の開発、コミュニティーバスの運行やオンデマンドタクシーの活用などを住民・事業者と協力して行政としても積極的に進めること。

パワーアップ事業でバス運行を行った地域においては、切実な住民の要望として受け止め、財政的支援を含め、地域住民と協議を重ねて、バス路線実現に向けて検討をすること。

(2) 市民本位の下水道事業の推進を

下水道事業について、国は汚水の資本費の全額を使用料負担とするよう指導しているが、このような負担区分では、連続的な値上げと多大な市民負担を招くことになるものであり、費用の負担区分は用地費や建設費については公費で、維持管理費については使用料で負担するという区分に改めるべきである。来年度からの企業会計以降に伴い、市民負担を増やさないこと。

合流式改善、老朽施設の更新・耐震化や下水道の管渠の整備については、必要性和財政の両面から厳密に検討し過大にならないよう、不要不急の投資を抑制すること。

下水道汚泥については、多額の費用を必要とする焼却施設の建設ではなく、コンポスト化や消化ガス発電など、資源の有効活用などのリサイクルの促進、省力化の実施に向けた検討をすること。

(3) 道路、鉄道などのバリアフリー化を

バリアフリー新法が制定され、公共施設などのエレベーターの設置などが義務づけられた。基準に該当しないとして残されている旧志賀町域の JR 駅についても、年次的に設置できるよう取り組みを進めること。

また、これに対する国や県の補助が行われるよう働きかけること。

膳所駅膳所駅周辺整備事業については費用対効果を考えて、むだな投資は抑制し、既設の南北連絡橋を生かし、地元や利用者の声を反映した事業とすること。

また、早期着工に向け、JR が事業者としての責務を果たすことを求め、努力すること。

国道 161 号線の浜大津周辺や主要な市道など、車いすが通行できない歩道の改善を図ること。

(4) 生活道路の整備促進と通過交通対策について

道路交通法施行令改正により、来年 4 月から高齢者や障がい者、妊婦や産後の女性を対象に、官公庁周辺など、対象者の利用が多く見込まれる場所（路上）に専用の駐車区間が設置される予定になったが、これに対応する道路整備を進めること。

自転車用道路など安全に走行できる交通通行帯の整備、駐輪場の整備など、環境に優しい交通手段の利用促進策を図ること。

不足している大津駅・石山駅などの駐輪場の整備を促進するとともに、用地は JR 等鉄道事業者にその負担を求めること。

この間、道路管理瑕疵での補償の件数が増加している。市内道路のパトロールは車での巡回だけでなく、地域と協力して歩いてのパトロールも行うこと。

小規模の道路補修については、早期に対応できるように改善すること。

志賀地域で行われていた、私道での生活道路の陥没等への砂利などの現物支給を引き続いて行うこと。

また、市内の幹線道路の整備について、国や県に要望すること。

特に、渋滞解消のため、浜大津港口交差点の改良、国道 1 号線の改良、近江大橋・琵琶湖大橋の無料化や途中トンネルの無料化を促進すること。

(5) 河川整備の促進・淀川水系等の事業見直しについて

知事意見書や民主党政権のもとで、大戸川ダムの中止が確定的となる中、堤防の補強・河床の浚渫など、災害の防止や環境保全の立場で河川整備の推進を求めること。

大津放水路事業の効果の再検討を行い、計画の対象地域での市街地河川の改修を早急に進めること。

真野川の抜本改修など遅れている河川改修を県に求めるなど、積極的に推進すること。

市の管理下にある河川改修、堤防の管理、橋梁の点検を早急に行うこと。

特に、国の補助基準に載らない小規模改修を柔軟に進めること。

(6) 認定団地の環境改善を

志賀地域の認定団地については、当面この制度を継続することとしているが、将来的な制度の見直しの基準作りを進めるとともに、道路や側溝、交通安全施設など必要な維持・改修などについては、支援を行うようにすること。

【都市計画部】**(1) サイエンスパークの残区域の土地購入は行わないこと**

競走馬の育成等を中心とする伊香立サイエンスパークの残区域の開発については、大津市が用地買収などをすべきではない。

この地域の振興策については、事業主体であるUR（都市再生機構）や県の責任で計画を抜本的に見直し、有効な活用方向を住民と共に検討すること。

また、現行の区画整理地域についても、市が安易な土地の引き取りや補填などを行うことがないよう責任の所在を明確にすること。

(2) 歴史と自然を生かす景観保全の推進を**①市街地全域での高さ規制の実施を**

景観形成条例に基づく地域ごとの計画づくりにおいては、景観保全を基本として取り組むとともに、商業地域も含む市街地全域に景観保全のための高度地区の指定を具体化して、乱開発を防ぐこと。

特に、湖岸周辺へのマンション建設など高層建築物が目立ってきているが、50年後、100年後を見通して、史跡や寺社・都市公園など一定の場所からの琵琶湖の景観を保全するため、階段状に標高で規制を行うなど、高さ規制などに踏み切るべきである。

②市民にわかりやすい屋外広告物行政の推進を

屋外広告物事務権限の委譲を受け、大津市の歴史的良好的な景観を保全するとともに、公衆に対する危害を防止するための事業推進に必要な体制を早期に確立し、市民にわかりやすい規制・誘導を行うこと。

(3) 住民が主人公のまちづくりを**①住民本位のまちづくり条例を**

まちづくりを住民が主役で進めるために、自治会などを単位とする住民団体がその地域のまちづくりの基本計画を定め、これを市や事業者が尊重することを義務づける住民本位の「まちづくり条例」の制定を行うこと。

②区画整理や再開発の住民本位の見直しを

当面堅田駅西口土地区画整理事業については、雄琴駅土地区画整理事業の教訓を踏まえ、今の不景気な社会情勢のもとで、新たな住民負担になることは明らかである。市民生活を圧迫する事業は進めるべきではない。

また、大津駅西地区土地区画整理事業については、住民合意を基本に慎重な対応を行い、負担を増

やすことのないようにすること。

再開発事業については景観保全の面から問題があると思われる。周辺住民との話し合いを重ね、安易に大津市が補填をしたり、床の買い取りをするなど開発ありきの考え方をしないこと。

(4) 安心して住み続けられる公共住宅を

①市営住宅の整備促進を

穴太団地に続き、石山団地の建て替えを促進すること。

また、市営住宅の改善として、人間らしい生活を保障するための各戸の部屋の拡幅、トイレの改修、階段式住宅へのエレベーター設置、風呂のない住宅への風呂の設置、駐車場の整備を計画的に進めること。

住宅申し込みが偏より、高い競争倍率のところがある一方、申し込みがない住居もあるという実態を踏まえ、その解消のため早急に整備計画を進めると同時に、低所得者世帯が増えている昨今、新たな市営住宅建設を検討すること。

高齢者世帯・単身高齢者の増加に対応して、市営住宅の低層階への高齢者入居を可能にするために、バリアフリー化等の改修を促進すること。

中心市街地での市営住宅の建設を進めること。

また、高齢者や若い世帯などへ民間賃貸住宅の家賃補助を行うこと。

②雇用促進住宅入居者の転居対策について

雇用促進住宅の廃止による入居者の退去については、雇用・能力開発機構が退去期限の延長など若干柔軟な対応をしているものの、廃止の基本方針は変わっていない。

公共的住宅としての雇用促進住宅の存続を求めるとともに、入居者の転居対策については、その意向を尊重するなど必要な対策を講じるよう、国に求めること。

(5) 民間住宅の安心・安全確保を

①住居の安全確保へ建築確認制度の改善を

建築物の耐震基準を抜本的に引き上げること。

民間の建築確認機構は非営利団体とし、自治体の委託によって確認検査を行うようにすること。

自治体でこれらを指導・監督できる人材の確保・養成をできるよう、制度の抜本的な改善を国に求めるべきである。

また、もうけ本位の民間まかせの住宅政策を改善し、住まいは人権の立場で、チェック体制を確立するとともに、住宅購入者の生活を守るために「瑕疵保証責任」制度の充実を図るべきである。相談窓口を設けるなど、自治体として可能な支援体制をつくること。

②住宅耐震診断・改修への支援強化を

琵琶湖西岸断層帯の地震予測や被害想定を発表後、毎年のように国内外で発生している大地震に、市民の耐震改修等への関心が高まっている。民間建築物の耐震化に向けて、無料診断員の派遣など耐震診断については、不十分ながら前進してきているが、耐震改修については毎年数件の補助利用にとどまっている。

建築士会や関係団体とも協議を進め、耐震補強に重点を置いた事業を推進すると同時に、個人住

宅の耐震改修を行う際の補助制度についても、使いやすい事業へと検討を進めること。

【教育委員会】

(1) 子どもたちが安心して学べる学校施設の環境整備を

①学校施設の整備・改修の促進を

国の、学校施設の耐震化事業の促進もあり、大津市では市内小・中学校の体育館、校舎の耐震化計画が順次進められてきている。しかし、これらの校舎のなかには老朽化による異臭を放つトイレや雨漏り、壁のはがれ、廊下や床のきしみ、水回りの不具合など修繕を必要とする箇所も多い。

修繕に必要な予算を十分に確保し、子どもたちが安心・安全の学校生活を送ることができるよう、国・県に予算措置を求めるとともに、市としても必要な予算を確保すること。

②学校の安全対策の充実を

子どもたちが被害に遭う事件が依然後を絶たず、登下校時の不審者の出現など、子どもたち・保護者の不安は深刻である。市内の各地域でボランティアやPTAなどの見守り活動も展開されているが、いっそうの安全対策が求められている。

学校警備員の全小学校への配置をめざすこと。

プライバシー保護に配慮しつつ、監視カメラの設置や通報体制の充実など、学校の安全対策を図ること。

通学路の安全対策のために、学校ごとの改善箇所を明らかにして、年次的に取り組みを進めること。

③計画的にマンモス校の解消の推進を

堅田や瀬田地域など人口急増に伴うマンモス校の解消は、いまだなお大きな課題となっている。特別教室の共用やプール・グラウンド使用の過密化など、子どもたちの教育条件においても大きな影響を及ぼしている。

今後も開発等により、さらに児童・生徒の増加が予想される地域もあり、子どもたちの教育条件の整備の観点から、必要に応じて分離新設・増設の計画を立てること。

また、増築にあたっては、水回り施設など学校生活に必要な設備を整えること。

瀬田地域にあっては、児童・生徒の増加状況から学校の新設に向けた具体的検討を行うこと。

また、従来から地域住民や保護者の要望が出されている堅田小学校については、早期に分離新設の計画を検討すること。

④学校図書館の充実を

子どもたちが気軽に身近に本と親しむ機会を増やすためにも、この間計画的に学校図書館の蔵書数を増やしてきているが、豊かな読書活動に必要な蔵書には足りていない現状にある。段階的に蔵書目標を引き上げ充実させること。

各校に専任の学校司書を計画的に配置すること。

子どもたちの読書活動が有効に行われるように支援を強めることや、地域・PTAなどの読書ボランティアの活用、図書館の書架・机・照明などの読書環境の整備を計画的に行うこと。

(2) 競争教育を改め、どの子にも行き届いた教育を**①全国いっせい学力テストへの不参加を**

文部科学省は、来年度から全国学力テストの全員参加をやめ、抽出方式に切り替える考えを示したことは、同テストが教育現場に無用の混乱とゆがみをもたらしてきたことから見て、当然のことである。手法などは現在検討中であるが、百害あって一利なしの「全国いっせい学力テスト」には、大津市として不参加を表明すべきであり、学校ごとの参加についても強要すべきではない。

②高校通学区域の見直しを

2006 年度入学から県教育委員会は高校通学区域を廃止した。大津の高校に県全域から希望者が集中し、大津の子どもたちが地元の高校へ行けなくなったり、学校の序列化・教育格差に拍車をかけることとなっている。

実際の子どもたちや中学校での教科指導・進路指導などへの影響を調査し、改善の課題を明らかにするとともに、通学区の復活を県に働きかけること。

③学校選択制の見直しを

大規模校の解消として導入された学校選択制だが、むしろ大規模校はさらに大規模になり、一方小規模だった伊香立中学校ではさらに生徒が減り、放課後のクラブが成り立たない状況になっている。地域のつながりや子育てなどの面からも、現時点で学校選択制の見直しを行うこと。

(3) 公民館などの社会教育施設整備と利用促進について**①公民館等の施設整備と利用について**

公民館は学校施設同様災害時の市民の避難場所となっている。老朽化している公民館の施設改修や設備・備品の計画的な修理を行うこと。

今、全国的に「受益者負担の適正化」と称して、公民館、体育館、文化施設などの使用料を徴収あるいは、引き上げる動きが進んでいる。「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」ことが社会教育施設の目的であり、その使用については無償とし、自主的なサークル活動や市民活動を保障すること。

②図書館の計画的な増設と図書館活動の充実を

大津市では、かつて図書館協議会が市内 8 館構想を策定したが、県都大津として時代にふさわしい図書館の整備・建設計画の策定に取り組むこと。

特に、市内中北部、中南部、南部への設置計画を具体化すること。

大津市の図書館行政の現状は、図書購入費や蔵書数、貸し出し冊数などで比較しても県下最低の水準となっている。

市立図書館の利用促進を図るために、書庫の増設、自転車・自動車駐車場の増設、蔵書の拡大に取り組むこと。

また、図書・資料の充実、普及、啓発のために、図書司書職員の比率を高め、図書館行政の向上を図ること。

③市内の重要遺跡や史跡の整備の促進をすること

近江大津京跡、穴太廃寺、近江国庁跡などの整備を促進すること。

史跡は、歴史の生きた教材でもあり、観光資源でもある。保存状況を総点検し、適切な対策を行うとともに情報を市民にも提供し、保存に努めること。

国・県の補助金の削減などにより、文化財などの維持・補修が困難になる事例も見受けられる。予算確保への積極的な取り組みを行うこと。

④歴史博物館・市民会館・伝統芸能館など文化芸術施設の利用促進・企画の普及を

文化芸術や歴史に親しむことのできる施設が多数整備されてきたが、必ずしも利用状況が良いとは言えない。市民参加で企画作りを進めるなど、利用促進を図るとともに、指定管理制度についても見直しを行うこと。

⑤より多くの市民にスポーツ振興を

地域の人口や、クラブなどの団体数などにより、体育施設・グラウンドの利用状況に差が生じている。大津市スポーツ振興基本計画の策定にあわせて、市民の誰もが気軽にスポーツに取り組むことができるように、体育施設・グラウンドの利用方法の改善など、条件整備を進めること。

(4) 教育の国家統制に反対し、民主主義を守る教育を

教育基本法やそれに続く教育三法の改悪など、国が教育目標を示し、地方教育行政の自主性が弱められるなどの統制が強められようとしているが、教育の原理、教育の基本はあくまでも現行の憲法にある。一人一人の人権と教育・研究の自由、思想・良心の自由を尊重した教育の推進が必要である。

また、沖縄県で問題になったように、まちがった歴史観を持ち込む動きも引き続き執拗に行われており、日本を再び戦争する国にしようとするこのようなやり方を許さない世論を広げるために、教職員や父母、すべての市民が共同することが求められている。教育行政も、地方自治を踏みにじる不当な介入に屈するべきではない。

また、教職員や児童・生徒の内心の自由を踏みにじり、教育現場を国家統制の道具とする「日の丸・君が代」の押しつけも引き続き大きな問題になっている。大津市として、このような強制を行わないこと。

(5) 子どもの人権を保障する教育活動への支援を

①管理教育をやめ、子どもの人権を尊重する教育を

いじめによる自殺が相次ぐなど、子どもたちを取り巻く状況はきわめて深刻になっている。極度の競争教育のもとで、子どもたちが大きなストレスを抱え、いじめという形で発散したり、不登校に陥るなど現在のゆがんだ社会や教育制度が、子どもたちを追いやっている。これに対して、管理教育のやり方で、「いじめてはだめ」「いじめたものは厳罰を」という形で上から押さえつけても、事態はいつそう悪化するばかりである。

一人一人の人権を大切にする民主的な道徳を育みながら、教師と子どもの人間的な信頼関係を形成しこれを通じて働きかけること、子どもたち自身がいじめを克服していく力を獲得していくことなど、教育の条理に沿った、解決のための取り組みが何よりも大切にされなければならない。

そのためにも、補助指導教員の配置や少人数学級の推進、教師の多忙化の解消、養護教諭の複数配置、カウンセラーやスーパーバイザーの配置など、教育現場が必要とする条件整備を行うべきである。

また、不登校児童の受け皿などの整備をいっそう進めていくこと。

②30人学級の早期実現を

市内小・中学校の全学年で30人以下学級の早期実現を図るように、県に要望するとともに、大津市独自に子どもたちが健やかに育つための積極的な取り組みとして、全学年、全学級での少人数学級実現めざし取り組みを検討すること。

県の制度として小学校1、2、3年生や中学校1年生へと35人学級が進められてきたが、2009年度財政健全化プログラムの見直しで、小学校1年生の複数指導廃止、さらに、2010年度より中学校での習熟度別など少人数指導の加配の縮小を行うとしている。

現状でも十分とは言えないが、せめて大津市として維持継続を検討すること。

少人数学級や指導による教職員の増員や、教室の不足を解消するなどの条件整備を進めること。

③学校用務員は正規職員の配置を

子どもたちの学校生活を側面的に支え、安全・安心の環境を整備する職務は学校運営に直接関わることから、一部業務を請け負う委託でなく、正規職員を配置すること。

(6) 教育費保護者負担の軽減を図ること

①保護者負担の軽減と就学援助費の充実を

所得格差が広がり、保護者の所得・生活水準により、子どもの教育水準に格差が生まれている。義務教育は無償の原則を踏まえ、学級費・PTA会費などの保護者負担の軽減を図ること。

国の就学援助費への負担が削減されてきているが、児童生徒の生活実態を踏まえて、どの子ども教育を受ける権利を保障されるよう市独自でも就学援助費の充実を図ること。

志賀中学校の対象生徒へ給食の「就学援助費」の支給を行うこと。

②通学補助の全額支給や通園バスの存続を

教育の機会均等の理念から、交通機関を利用しなければ通学できない小・中学校の児童生徒の通学費補助については、全額補助を行うこと。

また、旧志賀町域については地域の実情や、これまでの歴史的経緯などに鑑み、少なくとも現行通りの距離制限を設けず、通学費補助を行うこと。

③学校給食の充実、中学校給食実現を

「食育基本法」の趣旨を生かし、食材供給は「地産地消」を奨励し、安全で豊かな学校給食へ自校式を視野に入れて改善と充実を図ること。

中学校給食は、全国8割の自治体で実施されている。教育の一環としての学校給食の役割、子どもたちの食生活の改善に果たす役割に鑑み、中学校給食を大津市で実施するよう検討を行うこと。

当面、志賀中学で行われている給食を存続させること。

(7) 障がい児教育の充実を図ること

①特別支援教育の充実を図ること

軽度発達障がいを含め、どの子どもにもていねいな教育ができるよう支援を行うこと。

特に、医療的ケアの必要な子どもについては看護師の配置を行い、親の介助が当たり前となっている現実を見直し、自治体として教育を受ける権利をしっかりと保障すること。

②大津市南部に養護学校の建設をするよう県に要望すること

草津養護学校で校舎増設の計画があるが、児童が増えすぎた状況にあり、子どもたちが長距離通学を余儀なくされたり、特別教室をつぶして教室にするなど豊かな教育とは言えない実情がある。

行き届いた教育を進めるためにも大津市南部への養護学校の新設を県に働きかけること。

また、課題の一つとして、市立養護学校建設についても検討すること。

(8) 幼稚園教育の充実を

少子化や地域交流の希薄化などの問題にあわせ、低年齢児からの集団生活を望む声が高まっている。こうした現状から、幼稚園の3年保育が広がっており、県下では実施していないのは、本市を含め2市のみとなっている。

幼稚園の3年保育を実施すること。

合併前に幼稚園を統合した、旧志賀地域では、2009年度からの3年保育の廃止により、これまでになかった保育園の待機児童がうまれており、早急に、3年保育に戻すこと。

【消防局】

(1) 消防力の抜本的な強化を図ること

災害対応の強化・充実のため、消防職員を基準消防力へ近づけるための増員を図ること。

とりわけ、消防職員の健康管理のためにも有給休暇などがしっかりととれるように、職員配置にゆとりを持たせるなど検討すること。

(2) 自主防災組織等への支援を強化すること

消防団の設備の充実に努めること。

自主防災組織、自治会等の防災用機材の補助を充実させること。

単位自治会ごとの自主防災組織への補助実施を検討すること。

火災による高齢者などの犠牲が多いことに鑑み、火災報知器設置への補助制度をつくり、促進を図ること。

(3) 市町村消防の広域化に反対すること

国の「市町村の消防の広域化の推進」を受けて、滋賀県常備消防広域化検討委員会は2016年には全県一消防本部体制を提言しているが、スケールメリットより住民の安心・安全を優先し、広域化に反対すること。

【企業局】

(1) おいしい水の安定供給を継続するために

「結の湖都・水道ビジョン」に基づき、老朽施設の更新・耐震化などの整備を計画しているが、必要最小限度の整備から始め、建設改良費の支出を抑えること。

水道事業にかかる高金利の企業債の借り換えができるよう、引きつづき国に求めること。

(2) ガス料金安定の企業努力を

市民生活を守るガス事業を進めるため、料金の改定については、議会の議決とすべきである。

また、ため込んでいる黒字分は、速やかに住民に還元して値下げを行うこと。

【市民病院】

(1) 地域医療を守るために国の医療費抑制策の改善を

今日公立病院の約 7 割が赤字経営とされているのは、地域の中で不採算医療を担い、住民の命と健康を支えているためであり、医療費の連続的な削減で診療報酬を切り下げるなどしてきた国の施策によるものである。

市として医療費抑制や医療制度の改悪に反対し、国民皆保険制度の維持、混合診療の規制など、市民が安心できる医療の確保へ国に働きかけるよう求めるものである。

(2) 公的病院として市の独自の支援強化を

2001 年から 2006 年の経営健全化措置によって、累積欠損は基本的に解消されたが、引き続き市民病院の経営は困難な状態が予想される。

市民の理解と納得の上で一般会計からの繰り入れを増額して公的病院としての経営を守ること。

また、国に対しては補助金の増額を強く求めること。

経営健全化プランでは、基準看護体制の見直しによる報酬の確保や、先進機器の導入による医療の質の向上などの工夫も計画されているが、これらの機能強化のための費用についても、一定の繰り入れを行って、病院機能の向上を図ること。

(3) 患者負担の軽減・安心できる医療への取り組みを

赤字解消の一環として、患者負担をこれ以上増やさないこと。

医療費の自己負担の増大が、健康に不安を抱える市民にとりわけ大きな痛みとなっている。治療方針としての個室料の徴収はしないことを徹底すること。

また、大きな負担となっている薬剤費については、患者負担の軽減、患者本位の治療・投薬を行うために、ジェネリック薬剤への切り替えを行うための検討を進めること。

整形などで使用する補装具などについても、一時的に使用するものについては、レンタル制度を導入するなど、負担軽減のための改善を図ること。

入院の短期化や他の地域医療機関や介護との連携、福祉的ニーズを伴う患者への対応など地域医療課が果たすべき役割は大きい。機能を十分果たすために、庁内関係課との連携を強め、医療ソーシャルワーカー（MSW）の研修・体制強化を図ること。

市民からの要望の強い小児科診療体制の充実や女性外来、入院助産の設置など診療体制の充実を図ること。

(4) 医師不足・看護師不足の解消へ条件整備を

医師・看護師不足は社会問題として深刻化しているが、過重負担による長時間勤務の診療科の医師増員を図り、患者の医療要求に応えることが大津市民病院でも焦眉の課題となっている。

また、看護師の養成や働き続けることができるように、市民病院の看護学校での修学資金の貸付制度を復活することや、院内保育所への助成充実など積極的な対策を進めること。

医療事故根絶のために、多忙化の解消を図り、研修制度の充実などを図ること。

また、医療事故の原因を客観的に究明する第三者機関の設置、幅広い医療事故に対応する無過失補償制度の創設を求めること。